

# 税の申告相談

市・県民税の申告相談は 2月16日 から 3月15日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

## ■ 市・県民税の申告相談日時

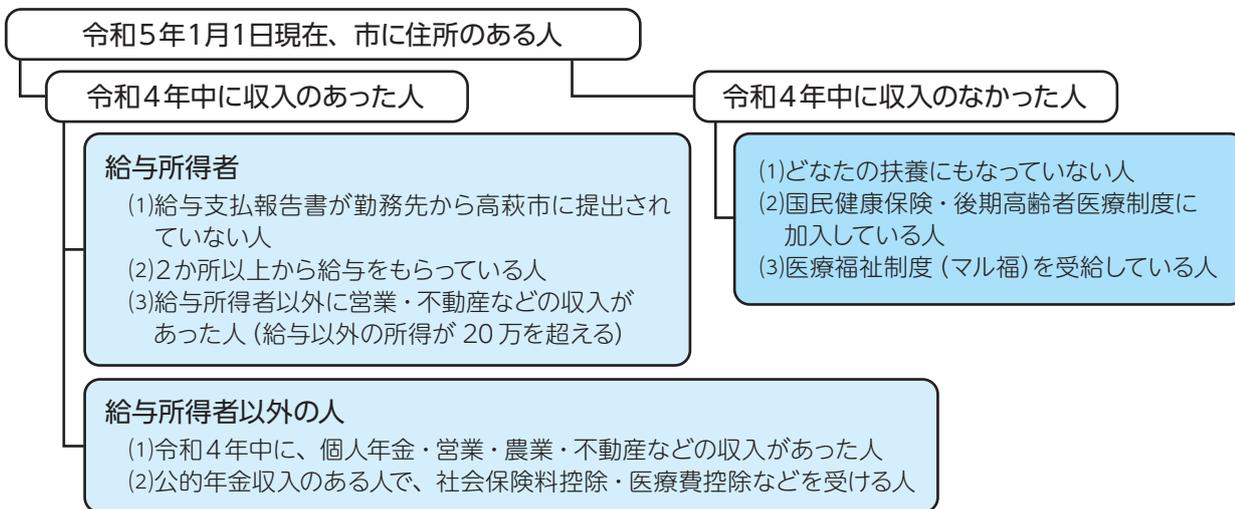
- ▶ **期間** 2/16(木) ~ 3/15(水) (土日祝除く)  
※日曜開設 2/19(日)
- ▶ **場所** 市役所1階
- ▶ **受付開始** 8:30 ~
- ▶ **相談時間** 9:00 ~ 12:00  
13:00 ~ 16:00

※申告相談開始1週間程度は、会場が混雑します。  
 ※発熱などの症状がある場合は、改めてご来場ください。  
 ※受付後は、待合室での待機をお願いします。  
 車でお越しの方は、車内での待機も可能です。  
 受付時にお申し出ください。

## ■ 申告に必要なもの

- ① **申告書** (前年の控えがある場合はお持ちください)
  - ② **利用者識別番号の通知書** (所得税申告者)  
※税務署から届いた「確定申告のお知らせ」ハガキをお持ちください。
  - ③ **個人番号が分かるもの** (マイナンバーカードなど)
  - ④ **口座番号 (申告者名義) が分かるもの**
  - ⑤ **源泉徴収票** (給与所得・年金所得がある人)
  - ⑥ **社会保険料の支払額がわかる領収書** など  
(国民健康保険税・国民年金保険料は、市役所で申告相談する人は不要)
  - ⑦ **生命保険・地震保険などの支払い保険料証明書**
  - ⑧ **医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書**  
(必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
  - ⑨ **営業・農業・不動産所得などがある人は「収支内訳書」**  
または「**農業所得のお尋ね**」
- ※⑧・⑨は事前に計算したうえでお持ちください。

## ■ 申告が必要な人



## ■ 申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は申告が必要ありません。  
 ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費・社会保険料・雑損・その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1)所得税の確定申告書を提出済・提出予定。
- (2)1か所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている。
- (3)収入が公的年金 (国民年金・厚生年金など) のみの人で、所得税がかからない。

## ■ 市で受付不可な所得税の申告

- 令和4年分より前の申告
- 青色申告
- 住宅ローン控除の1年目の申告
- 準確定申告 (亡くなった人の申告)
- 分離課税の確定申告 (収用を除く土地建物の譲渡、株の譲渡・配当、先物取引、利子、退職、山林)

## 日立税務署から申告に関するお知らせ

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

### ■ 確定申告会場の開設時間等 (令和4年分 所得税・個人消費税・贈与税)

▶期間 3/15(水)まで(土日祝除く)  
9:00～16:00

期間	会場	対象
2/15まで	日立税務署	還付申告
2/16～3/15 ※2/19・26を除く	日立シビックセンター マープルホール	全ての申告
2/19・26 ※日曜開設	中央ビル4階 (水戸市泉町2-3-2)	

### ▶受付方法

申告に相談を要する人は、入場整理券が必要です。会場で当日配付も行いますが、事前に国税庁LINE公式アカウントで取得できます。

混雑回避のため入場制限をする場合があります。



国税庁LINE

## 申告書等の作成は便利なスマホ・パソコンで

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等が作成できます。ご自宅で作成できますので、ぜひご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせは、  
☎0570-01-5901 (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク) へ。  
▶ヘルプデスク受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)

## 償却資産(固定資産税)の申告期限 1月31日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

1月1日現在で償却資産\*を所有する人(法人・個人)は、市へ申告する必要があります。前年度に申告した人へ12月中旬に申告書を郵送しています。申告が必要で申告書が届いていない人は、関係書類を市ホームページから入手してください。

\*償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業のために用いている備品・機械・構築物などのこと。

### ■ 該当する償却資産の例

- 1 構築物 看板、駐車場設備、アスファルト舗装、植栽等外構工事 など
- 2 機械・装置 製造機械設備、工作機械、印刷機械、太陽光発電設備 など
- 3 車両・運搬具 大型特殊自動車・構内運搬車 など  
※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く。
- 4 工具・器具・備品 パソコン、机・椅子、事務機器類、レジスター など ほか